

令和5年度障害福祉サービス等事業者等集団指導

障害福祉サービス事業運営に係る 留意事項について

(就労系)

三重県子ども・福祉部福祉監査課 事業所監査班

説明内容（就労系）

- 1 勤務体制の確保等
- 2 業務継続計画（BCP）の策定
- 3 衛生管理等
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 その他留意事項
- 7 事業所運営サポート型実地・運営指導（申込制）

1. 勤務体制の確保等（共通）

- ▶ 管理者が役員であっても、辞令等により、従事する事業所、職種等を明確にすること。
- ▶ 出勤状況が確認できるように出勤簿やタイムカード等を整備すること。
- ▶ ※人員基準上、確認する必要があるため。

1. 勤務体制の確保等（共通）

事業主は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

※令和3年4月1日からの新設条項

※就業規則を確認して下さい。

1. 勤務体制の確保等（共通）

事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ▶ ①介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
- ▶ ②管理職・職員向け研修のための手引き
- ▶ ※顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために必要な体制も整備するように努めること
- ▶ 厚生労働省ホームページに記載

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

【目的】

感染症・非常災害などの緊急事態発生時において、

(1) 利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため。

(2) 早期の業務再開を図るため。

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※BCP：Business Continuity Planの略

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

（1）感染症の発生に対する計画策定

- ①役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染者が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤周知・研修、訓練

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

（2）**非常災害**の発生に対する計画策定

- ① 正確な情報集約と判断ができる体制の構築
- ② 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、各対策を準備
 - ・ 事前対策（今何をしておくか）
設備・機器の耐震固定、インフラ停止時のバックアップ、他の施設等との連携
 - ・ 被災時の対策（どう行動するか）
人命の安全及び事業復旧に向けたルール策定と徹底、初動対応
- ③ 業務の優先順位の整理
- ④ 周知・研修、訓練

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

（3）計画の見直し

定期的に業務継続計画の見直しを行い、
必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※令和6年4月1日より義務化

3. 衛生管理等（共通）

- ① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」

を事業所単位で設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員全員に周知徹底を図ること。

3. 衛生管理等（共通）

- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針（ガイドライン）を整備すること。
- ・ 平時の対策
手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等
 - ・ 発生時の対応
発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等、関係機関との連携など含むマニュアル等の作成

3. 衛生管理等（共通）

- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- ・ 研修：②で作成した指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な教育を行う。
 - ・ 訓練：平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的に訓練（シミュレーション）を行う。

※令和6年4月1日より義務化

4. 身体的拘束等の禁止（共通）

- ① 身体的拘束等は、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止である。
- ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること。

※②の記録が未作成の場合は、

「身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）」に該当

4. 身体的拘束等の禁止（共通）

今年度からは、③～⑤も追加され、これらが未実施の場合にも「身体拘束廃止未実施減算」になりました。

- ③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する
「委員会」を設置し定期的を開催するとともに、
その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ⑤ 従業者に対し、研修を定期的実施すること。

5. 虐待の防止（共通）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 前項①及び②に掲げる措置を適切に実施するための「担当者」を置くこと。

※令和6年4月1日より義務化

6. その他留意事項 自己評価等（就労継続支援 A 型）

事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該事業所の運営状況に関し必要な事項として「就労継続支援A型事業所におけるスコア表」により、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他のほかの方法により公表しなければならない。

※令和3年4月1日からの新設条項

6. その他留意事項

自己評価未公表減算（就労継続支援 A 型）

スコア方式による評価内容が未公表の場合

※公表の時期は原則毎年度4月中
(減算) 所定単位数の85%を算定

6. その他留意事項

訓練費等の給付の額に係る通知等について

事業者は、法定代理受領により、市町から介護給付費の支払いを受けた場合には、支給決定障害者等に対し、その額を通知しなければならないが、通知していない事業者があったので、改善すること。

7. 事業所運営サポート型 実地・運営指導（申込制）

●対象事業所

- ・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者
- ・事業種別は 訪問系、通所系

介護保険サービス：訪問介護、通所介護など

障害福祉サービス：放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

「事業開始後3年程度」や、対象種別は、概ねの目安です。
少しでも検討されている場合は、ご相談ください。

●受付開始 令和5年6月1日から

福祉監査課HPより申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ
福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

申込用紙には実施希望時期をご記入いただけます。ご希望に添えない可能性もありますが、できるだけ配慮させていただきます。

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の実地指導と同じ

●実施場所 事業所を予定（感染症の感染状況に応じ決定）

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立ていただければと思います。お申し込みをお待ちしております。

ご視聴いただきありがとうございました

事業所内で情報共有を

福祉監査課HPにリンクを貼った
入力フォームから「参加確認票イ」
の提出をお願いします。



参加確認票の提出（送信）は、
8月31日（木）までをお願いします。